

大田区立消費者生活センターからのお知らせ

長期契約に気を付けて！新聞の訪問販売トラブル

<相談事例>

(高齢者の家族からの相談)

95歳の母が新聞を読むために私名義で3年間の購読契約をし、クレジットカードで支払っていた。3か月前に契約更新したが、母が高齢のために入院するかもしれないため、その際は解約をすると先に伝えた。いつでも解約ができると泣きつかれて契約更新した。

最近母が新聞を読まないと言うため、2日前に解約を伝えたが、契約期間中であると断られた。いつでも解約ができると言われたのに納得できない。



<アドバイス>

新聞の訪問販売に関する相談が後を絶ちません。中でも、高齢の消費者に対する長期契約の相談が目立っています。以下のポイントに注意しましょう。

- 契約期間の定めがある契約は、消費者の都合で一方向的に解約できないのが原則です。契約をする前に購読できるか慎重に考え、必要なければきっぱりと断ることが大切です。
- 長期の契約では、介護、入院などの理由で購読を続けられなくなる可能性があります。先の見通せる範囲で契約するようにしましょう。
- 契約期間中に解約を申し出た時、契約時に受け取った景品の代金や違約金を請求されるケースがあります。高額な景品はトラブルのもとになりやすいため、受け取らないようにしましょう。
- 訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。



[消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに！]

相談専用電話 03-3736-0123

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで

(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン 188 (いやや)

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで

(年末年始、点検日等のときを除く)